平成２４年（フ）第１３６９１号
東京都練馬区東大泉３丁目36―16―102
債務者　樋口　浩一
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６９２号
千葉県浦安市今川３丁目８―41　ＴＡＭ・ＨＯＵＳＥ（Ｃ）
債務者　浅見　千春
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６９３号
東京都武蔵村山市大南１丁目77―２―103
債務者　五十嵐大介
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６９５号
埼玉県深谷市畠山1780―１
債務者　橋本　成子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６９９号
東京都葛飾区高砂８丁目９―２―201
債務者　林　　義文
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７００号
東京都調布市国領町５丁目52―７―205
債務者　鈴木　瑞穂
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７０４号
東京都江戸川区篠崎町１丁目58―２―103
債務者　福田　和晃
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７０９号
東京都町田市小山町2619―27
債務者　前川　弘美
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７２２号
埼玉県越谷市千間台東２丁目14―８―102
債務者　大橋　政晃
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７２５号
千葉県四街道市和良比950―９―302
債務者　水田　真紀
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７２６号
東京都板橋区清水町73―４―506、住民票上の住所神奈川県平塚市山下948―３
債務者　片瀬　裕美
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７３０号
東京都板橋区高島平９丁目５―７―403
債務者　吉井　利夫
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７３５号
東京都小平市仲町151―９
債務者　青野　愛香
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８４２号
大阪市東淀川区上新庄２丁目３番４―505号
債務者　柳川　明子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１７８３号
東京都台東区西浅草３丁目20―６―903　ＴＯＰ浅草Ｎｏ．１
債務者　佐々木孝太郎
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２３３号
東京都杉並区下井草４丁目９―10―202
債務者　小林　貴憲
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月24日午後４時
東京地方裁判所民事第20部